

倉吉市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和8年6月22日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者
指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第161号
所在地 鳥取市美萩野3丁目227番地
名 称 G. E. ハシモト
代表者 橋本 大三郎
- 2 更新した日
令和8年6月22日
- 3 更新後の指定の有効期限
令和13年6月21日まで